

## 全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、同X 2、同X 3（以下、申立人3名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙1ないし3記載の損害項目について和解することとし（下記対象期間に限る。）、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。但し、申立人X 2の生活費一般の増加費用のうち別紙4記載の損害は、本和解の範囲に含まれず、本和解の効力は及ばないこととする。

### 記

対象期間 自 平成23年3月11日  
至 平成24年1月31日

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙1ないし3記載の損害項目（前項記載の期間に限る。）の和解金として合計金756万1657円の支払い義務あることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙1ないし3記載の損害項目のうち精神的損害以外の損害項目（第1項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月26日

（別紙4省略）

（仲介委員 鈴木雅芳）

## 別紙1 (申立人X1)

単位：円

損害項目	和解金額
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	1,440,000
避難に伴う交通費	20,000
生活費一般の増加費用	40,462
交通費増加分1 (福島埼玉往復)	550,000
交通費増加分1 (職場までの移動距離増加分)	20,000
一時帰宅費用	240,000
弁護士費用	69,314
損害合計	2,379,776

## 別紙2 (申立人X2)

単位：円

損害項目	和解金額	
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	1,460,000	
避難に伴う交通費	102,000	
避難に伴う宿泊謝礼	1,000	
生活費一般の増加費用	1,208,582	
学用品等増加分	24,370	
その他の移動費用	50,000	
生命身体的損害	交通費	40,000
	通院慰謝料	200,000
弁護士費用	92,579	
損害合計	3,178,531	

## 別紙3 (申立人X3)

単位：円

損害項目	和解金額	
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料)	1,460,000	
生命身体的損害	交通費	85,000
	通院慰謝料	400,000
弁護士費用	58,350	
損害合計	2,003,350	